

- 3面 後期高齢者医療制度 28年度の保険料のお知らせをお送りしました
国民健康保険 新しい高齢受給者証をお送りします
- 4・5面 夏休みの学校プール開放
- 8面 神楽坂まつり、新宿エイサまつり



しんじゅくコール

☎03(3209)9999 ☎03(3209)9900
土・日曜日、夜間もご案内 午前8時～午後10時

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎03(3209)1111
ホームページ ☎ http://www.city.shinjuku.lg.jp/
携帯電話版 ☎ http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/



携帯電話用二次元コード

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせ・申し込みをご希望の際は、しんじゅくコール☎03(3209)9900をご利用ください。

ご存じですか

成年後見制度

誰もが地域で安心して暮らし続けられるように

成年後見制度は、認知症・知的障害・精神障害等により、判断能力が十分でない方の権利を守るための民法に基づく制度です。成年後見人等が、本人の意思を尊重しながら金銭管理や福祉サービスを利用するための契約締結など、法律面や生活面でその人らしい生活を送れるようお手伝いします。

制度には、「法定後見制度」「任意後見制度」があります。利用について、新宿区成年後見センターでご相談をお受けしています。

法定後見制度

●すでに判断能力が十分でない

認知症が進行している一人暮らしの母親が心配だわ



すでに判断能力が十分でない方を支援する「法定後見制度」は、本人の判断能力の程度によって「補助」「保佐」「後見」に分かれ、実情に応じて家庭裁判所が選任した後見人等が本人を支援します。

任意後見制度

●判断能力はあるが将来のことが心配

最近、物忘れが気になる。今のうちに将来に備えたいな



将来、判断能力が低下したときに備える「任意後見制度」では、あらかじめ後見を任せたい人と内容を決めて、任意後見契約を締結します。判断能力が低下したときは、契約の相手方が任意後見人として本人を支援します。

制度の利用に必要な費用を助成しています

- ◆成年後見制度利用時の申立費用助成【助成額】▶申立諸費用(収入印紙・郵便切手・診断書料等)…1万4,000円以内、▶鑑定料等…10万円以内
- ◆成年後見人等への報酬助成【助成額(月額)】▶在宅の方…2万8,000円以内、▶施設に入所している方…1万8,000円以内

人等が、所定の申請書等を申請窓口へ提出してください。申請書は申請窓口で配布しています。助成には、収入等の要件があります。詳しくは、新宿区ホームページでご案内しています。

【申請窓口】▶障害者福祉課支援係(本庁舎2階)、高齢者支援課高齢者相談第一係(本庁舎2階)、▶新宿区成年後見センター(区社会福祉協議会内)

【申請方法】後見等開始の審判・報酬付与の審判が確定した日から3か月以内に、本人または選任された成年後見

【問合せ】地域福祉課福祉計画係(本庁舎2階) ☎(5273)3517・☎(3209)9948へ。

市民後見人養成基礎講習を実施します

●あなたも制度を支える担い手になってみませんか●

市民後見人は、親族や専門家ではなく地域住民として、身近な立場で成年後見活動を行う方です。

講習では、成年後見制度の仕組みや知識、後見人としての心構え、高齢者や障害者に関する制度等を学びます。日程・カリキュラム等詳しくは、お問い合わせください。新宿区ホームページでもご案内しています。受講申請書類は事前の説明会(下記)で配布し、書類選考により受講者を決定します。



▲施設を訪問して本人の話を聞く市民後見人

- 【日程】10月～11月、全6回
- 【会場】新宿区社会福祉協議会(高田馬場1-17-20)
- 【対象】区内在住・在勤・在学または区内で高齢者・障害者等に関わる社会貢献活動の実績があり、講習等の受講後に市民後見人として活動ができる方(おおむね65歳まで)

◆基礎講習受講説明会にご参加ください

市民後見人の活動や講習の詳しい内容について説明します。市民後見人養成基礎講習の受講を希望する方は、必ずご参加ください。

- 【日時】8月5日(金)午後2時から1時間程度
- 【会場】新宿区社会福祉協議会(高田馬場1-17-20)
- 【申込み】電話かはがき・ファックス(5面記入例のとおり記入)または直接、8月3日(必着)までに地域福祉課福祉計画係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎2階) ☎(5273)3517・☎(3209)9948へ。

新宿区成年後見センターにご相談ください

【所在地】高田馬場1-17-20、新宿区社会福祉協議会内
☎(5273)4522・☎(5273)3082
☎http://www.shinjuku-shakyo.jp

地域の身近な窓口として、センターの職員が電話と窓口で、制度についての相談をお受けしています。

【相談日時】月～金曜日午前8時30分～午後5時

●弁護士・司法書士・社会福祉士の専門相談
法律や福祉の専門家が相談をお受けしています。事前に予約が必要です。

【相談日時】▶月曜日…司法書士、▶水曜日…弁護士、▶金曜日…社会福祉士

※時間はいずれも午後1時～2時、午後2時30分～3時30分



区長 吉住 健一

コラム
新宿の未来のために!
新宿区ホームページ「区長の部屋」で写真日誌も公開しています

暑い夏がやってききました！熱中症や脱水症状は、気が付かない間にかかってしまいます。冷房機器の適切な利用や早めの水分・塩分補給を心掛けてください。区では、9月30日まで「まちなか避暑地」を実施しています。高齢の皆さまの快適な涼み場として、地域交流館・シニア活動館・清風園などを活用ください。この夏、区内各所でさまざまなイベントが開催されます。子どもたちの夏休みに合わせて、8月14日までの間「神田川親水テラス」を開放します。神田川に入ってエビやどじょうなどの生き物観察ができ、今月30日には新宿の地場産業である染色の工程の一部「水元」の実演も行われますので、夏の思い出づくりや自由研究に活用してください。今月27・30日は、「神楽坂まつり」が開催されます。27・28日は、ほおずき市が立ち、29・30日の夜には、20以上の連による威勢の良い「阿波踊り」が練り歩きます。黒塀と石畳、美味しいものが揃った「粋なまち神楽坂」を楽しんでいただきたいと思えます。また、今月30日には、100万人を超える人々が訪れる「新宿エイサーまつり」が新宿駅周辺で開催され、新宿が沖繩一色に染まります。このほか、地元の皆さまによるお祭りや盆踊りなどが区内各所で開催されます。夏を楽しみながら、新しい交流が育まれ、地域の絆が深まってほしいと願っています。

▼最後に、先月25・26日の2日間、区の新たな「総合計画(平成30～39年度)」を策定するための区民協議会を開催しました。無作為抽出による幅広い年代の58人に参加いただき、「健康に暮らせるまち」「地域コミュニティ」などをテーマに、熱心な討議を行っていただきました。今回の区民協議会をはじめ、町会・自治会など多くの皆さまからいただいたご意見は、本日から始まる基本構想審議会へお示しするとともに、今後の総合計画策定へと生かしてまいります。

建て替えることができる無接道敷地内の建築物の対象を拡大しました



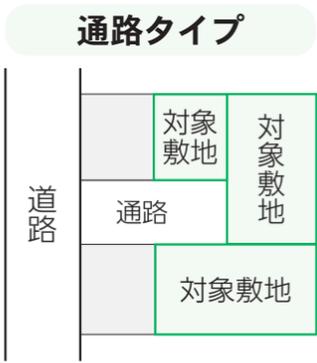
7月19日(火)から募集開始 若者ワンステップ 応援事業

働きたい若者を応援します

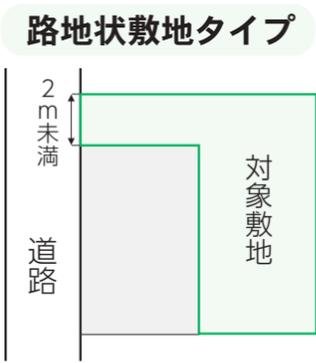
職業的自立を目指す若年非就労者を対象に、就職への「1歩」を応援する最長7か月のプログラムです。
キャリアカウンセリング、グループで行う就労準備プログラム、企業でのインターンシップ等をメニューとし、一人一人の状況や目標に合わせて相談員が段階的に支援します。就職後は、必要に応じて定着支援を行います。
【対象】区内在住(都内在住の方は応相談)の18歳〜39歳で、現在就労していない方(週20時間以下の就労は可)、8名程度

※受講には一定の要件があるため、応募者に面談を行います。
【実施場所】新宿区勤労者・仕事支援センター5階若年者就労支援室(新宿7-3-29、新宿ここから広場)から広場(新宿7-3-29、新宿ここから広場)棟)ほか
【申込み】7月19日(火)〜8月12日(金)土・日曜日、祝日を除く)に電話または直接、同事務局(新宿7-3-29、新宿ここから広場)と(新宿7-3-29、新宿ここから広場)と(3200)3311へ。詳しくは、お問い合わせください。

建築基準法に基づき、建築物は原則として2m以上道路に接している敷地内のもののみ建て替えでき、無接道敷地内の建築物の建て替えには区の許可が必要です。また、無接道敷地は、「路地状敷地タイプ」「通路タイプ」の2つに分類され(左記)、タイプごとに建て替え許可基準が異なります。27年の「通路タイプ」の許可基準に続き、今回は、「路地状敷地タイプ」の許可基準を新たに追加しました(下記参照)。

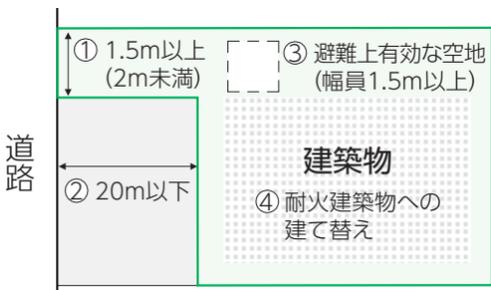


道路に接しておらず、通路のみに接している敷地



道路に接しているが、接している長さが2m未満の敷地

※①が1.8m以上、②が10m以下であれば、これまで通り③の要件は不要、④は準耐火建築物への建て替えでも要件を満たします。
右記建て替え許可基準は概要です。基準には、ほかにも要件があります。建築物の建て替え計画に当たって詳しくは、建築指導課へお問い合わせください。



- ①道路と接している長さが1.5m以上
- ②道路から敷地までの距離が20m以下
- ③避難上有効な空地(幅員1.5m以上)がある
- ④耐火建築物への建て替え ほか

新たに追加した路地状敷地タイプの敷地内の建築物建て替え許可基準(概要)
①〜③は敷地、④は敷地内の建築物に定める基準です。

区では、建築物の耐震化・不燃化を促進し、木造住宅密集地域の解消を図るなど、高度防炎都市化を進めています。4月から、無接道敷地(★)内の建築物の建て替え許可基準を新たに追加し、より多くの建築物が建て替えられるようになりました。
★無接道敷地：道路に2m以上接していない敷地
【問合せ】建築指導課(本庁舎8階) ☎(5273)3742・☎(3209)9227へ。

27年度の公開請求の状況

実施機関	請求件数	公開の可否決定件数					未決定等
		公開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	
区長(※)	268件	92件	166件	2件	4件	1件	3件
教育委員会	34件	17件	7件	0件	8件	0件	2件
選挙管理委員会	2件	0件	1件	0件	1件	0件	0件
監査委員	2件	0件	0件	0件	2件	0件	0件
議会	3件	1件	0件	0件	2件	0件	0件
合計	309件	110件	174件	2件	17件	1件	5件

※請求件数と決定件数には、26年度中の請求に対する決定件数(区長4件)を含みます。

27年度の個人情報業務登録・個人情報ファイル登録・個人情報を含む業務委託の状況

実施機関	個人情報業務登録	個人情報ファイル登録	個人情報を含む業務委託
区長	1,619件	390件	355件
教育委員会	608件	50件	19件
選挙管理委員会	14件	7件	3件
監査委員	2件	0件	1件
議会	21件	3件	9件
合計	2,264件	450件	387件

27年度の目的外利用・外部提供・電子計算機の結合の状況

実施機関	目的外利用	外部提供	電子計算機の結合
区長	42件	43件	34件
教育委員会	1件	4件	2件
選挙管理委員会	2件	0件	0件
合計	45件	47件	36件

※目的外利用は、業務の目的を超えて利用する課が属する実施機関に集計しています。

27年度の自己情報の開示請求の状況

実施機関	請求件数	開示の可否決定件数					未決定等
		開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	
区長(※)	139件	53件	43件	1件	35件	0件	7件

※請求件数と決定件数には、26年度中の請求に対する決定件数(区長3件)を含みます。

◆27年度は、自己情報の訂正請求・利用停止請求はありませんでした。

区政情報(公文書)を、いつでも公開請求できる制度です。請求に対する決定に不服があれば、不服申し立てをすることができ、その救済機関として情報公開・個人情報保護審査会を設置しています。
【請求できる情報】実施機関の職員が職務上作成または取得した文書・図画・電磁的記録で、当該実施機関の職員が組織的に利用するために保有するもの
【請求方法】所定の請求書を各担当課の窓口へ提出してください。

情報公開制度 個人情報保護制度 平成27年度の運用状況を お知らせします

区では、情報公開制度・個人情報保護制度により、区民の皆さんの区政への参加の推進と個人情報保護の適正化に努めています。
2つの制度の実施機関である区長・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・議会の27年度(27年4月1日〜28年3月31日)の運用状況の概要をお知らせします。詳しい内容は、区政情報センター(本庁舎1階)・区立図書館で閲覧できるほか、新宿区ホームページでご覧いただけます。
【問合せ】区政情報課広報係(本庁舎3階) ☎(5273)4064・☎(5272)5500へ。
※実績のない実施機関は、表への掲載を省略しています。

個人情報保護制度

区民の皆さんのプライバシーを守るため、区が保有する個人情報の適正な管理と利用のルールを定めるとともに、皆さんが自分の個人情報の開示・訂正等を請求できる制度です。請求に対する決定に不服があれば、個人情報公開制度と同様、不服申し立てをすることができます。

個人情報業務の登録等

個人情報を取り扱う業務は、業務の目的やどのような個人情報情報を記録しているかなどを、個人情報業務登録簿に登録しています。
また、電子計算機で検索できるように体系的に構成した個人

電子計算機の結合

ある業務のために区が収集した個人情報、その業務の目的の範囲内でしか利用できません。業務の目的を超えて利用(目的外利用)できるのは、「本人の同意を得たとき」「区民の皆さんの福祉の向上を図るために適正に業務を行うとき」「法令に定めがあるとき」など一定の場合に限られます。

自己情報の開示・訂正等の請求

実施機関が保有する個人情報について、本人は開示請求ができます。また、自己の個人情報に誤りがあれば、訂正請求ができます。実施機関が個人情報保護条例に反して個人情報を利用している場合には、利用停止請求ができます。
【請求できる方】区が保有している個人情報の本人であれば、どなたでも請求できます。
【請求方法】所定の請求書を各担当課の窓口へ提出してください。

後期高齢者医療制度に加入している方へ

28年度の保険料のお知らせをお送りしました

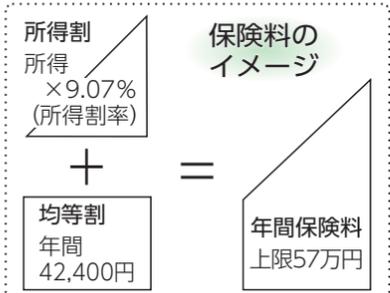
後期高齢者医療制度は、75歳以上(一定の障害により、任意で加入している方は65歳以上)の方が対象の制度です。

保険料の納入通知書を7月15日に発送しました。7月25日(月)までに届かない方はご連絡ください。保険料の計算方法もご案内しています。27年分の所得税・住民税の申告が遅れた方、新宿区以外で住民税が課税されている方などは、後日、保険料が変更になることがあります。

【問合せ】高齢者医療担当課高齢者医療係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎4階) ☎(5273)4562・☎(3203)6083へ。

保険料のしくみ

保険料は、均等に負担していただけ「均等割」と、所得に応じて負担していただく「所得割」の合計です(下図)。



▶保険料は2年ごとに見直しています。28年度～29年度の保険料は、被保険者1人に付き、「均等割額」は年42,400円、「所得割率」は9.07%、「賦課限度額(上限)」は57万円です。

▶均等割・所得割の金額は、所得によって軽減される場合があります。

▶後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険(会社の健康保険組合・共済組合等)の被扶養者だった場合には、軽減措置があります。

保険料は原則として年金からの引き落としです

◎年金からの引き落としにならない場合

次の方は納付書や口座振替(自動払込)での納付となります。

- ▶介護保険料が年金からの引き落としでない方
- ▶年金の受給額が年額18万円未満の方
- ▶28年7月1日以降に75歳になった方
- ▶本人の申し出(右記)により口座振替に変更した方
- ▶28年4月2日以降に新宿区に転入した方
- ▶後期高齢者医療保険料と介護

保険料の合計が、介護保険料が引き落とされている年金の受給額の2分の1を超える方

※年度の途中で保険料が増額になる方は、年金からの引き落としに加え、納付書や口座振替での納付を併用していただく場合があります。

◎年金からの引き落としを口座振替(自動払込)に変更できます

「保険料納付方法変更申出書」を高齢者医療担当課高齢者医療係へ郵送またはお持ちください。申出書が8月4日(木)までに届いた方は10月から、その後に届いた方は12月以降、口座振替に変更します。申出書が必要な方は、ご連絡ください。

※申出書を提出しても、保険料を滞納した場合は、年金からの引き落としに切り替わることがあります。

世帯全員が住民税非課税の方へ

医療機関等の窓口で支払う費用がより低額な自己負担限度額となるほか、入院時の食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。該当する方は、高齢者医療担当課高齢者医療係へ申請してください。

27年度以前に交付を受けていて28年度も世帯全員が住民税非課税の方には、申請がなくても、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」を7月22日(金)に発送します。

高校・大学等の受験料と学習塾の費用を無利子でお貸しします

受験生チャレンジ支援貸付事業のご利用を

高校・大学等へ入学した場合などは返済が免除されます。原則として連帯保証人1名が必要ですが、所得制限があり、申請から貸し付けまで約1か月かかります。まずは、お電話でご相談ください。

【対象】中学3年生、高校3年生(中学・高校既卒者、高校・大学等中途退学者、高等学校卒業程度認定試験に合格した20歳未満の方も対象)

【貸付限度額】▼学習塾や通信添削費等の費用(28年4月から受験までの受講期間が対象)：20万円

▼高校・大学等の受験料：中学3年生等は2万7千400円、高校3年生等は8万円

【申請・問合せ】区社会福祉協議会法人経営課(高田馬場1-17-20) ☎(5292)3250へ。



消費者講座

①生活の中のリサイクルを楽しむ知恵

【日時】7月29日(金)午後1時30分～3時30分

【対象】区内在住・在勤の方、25名以内
【内容】手づくりのヒントや暮らし方のコツを紹介

②夏休み親子手作り豆腐教室

【日時】8月20日(土)午前10時～12時

【対象】区内在住の小学生と保護者、16組

【内容】豆腐作りと試食。作った豆腐は持ち帰り

【費用】1組650円(材料費等)

【持ち物】エプロン、三角巾、手ぶき、持ち帰り用の容器

……(以下共通)……

【会場】新宿消費生活センター1階 高田馬場1-32-10

【後援】新宿区

【主催・申込み】往復はがきに5面記入例のとおり記入し、①は7月22日(必着)までに新宿区消費者大学OB会、②は7月25日(必着)までに新宿区消費生活モニターOB会(いずれも〒16

9-0075高田馬場1-32-10、新宿消費生活センター1分館内)へ。応募者多数の場合は抽選。

【問合せ】新宿消費生活センター ☎(5273)3834へ。

夏のゴーヤサロン

●みどりのカーテンプロジェクト

【日時】8月7日(日)午後1時30分～3時30分

【内容】ゴーヤの美味しい食べ方や育ち具合についての情報交換(講師はみどりのカーテンプロジェクトチームメンバー)

【費用】100円(資料・飲み物代)

【会場・申込み】往復はがきかファックス・電子メール(5面記入例のとおり記入)で、7月31日(必着)までに環境学習情報センター(〒160-0023西新宿2-11-4、新宿中央公園内) ☎(3348)6277・☎(3344)4434 info@shinjuku-ecocenter.jpへ。定員20名。応募者多数の場合は抽選。

【日時】8月9日(火)午後1時30分～3時

リサイクル講座

①廃食油でキャンドル作り

【持ち物】空き瓶(ふた付)1個、軍手、廃食油(200cc程度。お持ちの方)

②新聞紙でペーパーバッグ作り

【日時】8月21日(日)午後1時30分～2時30分

【持ち物】新聞紙3枚

……(以下共通)……

【対象】区内在住・在勤・在学の方、15名

【会場・申込み】7月17日(日)から電話で新宿リサイクル活動センター(高田馬場4-10-2) ☎(5330)5374(月曜日休館。月曜日が祝日の場合は翌日休館)へ。先着順。

昭和16年8月2日～昭和21年8月1日生まれの方へ 新しい高齢受給者証をお送りします

国民健康保険

世帯主宛てに
7月20日(水)に発送します

7月26日(火)までに届かない方はご連絡ください。8月1日(月)からは新しい高齢受給者証をお使いください。新しい高齢受給者証の有効期限は、平成29年7月31日です。

75歳からは後期高齢者医療制度(上記)の対象となるため、29年7月31日までに75歳になる方の有効期限は「誕生日の前日」です。【問合せ】医療保険年金課国保資格係(本庁舎4階) ☎(5273)4146・☎(3209)1436へ。

医療費の自己負担額(一部負担金)の割合

前年の所得に応じて毎年判定し、8月から適用します。

同じ世帯内の70歳以上の国民健康保険加入者に、28年度住民税の課税標準額が145万円以上の方がいる場合は「3割負担」、1人もいない場合は「2割負担(昭和19年4月1日以前に生まれた方は特例措

置により1割負担)」です。※70歳～74歳の方が世帯主で、世帯に19歳未満の方がいる場合は、世帯主の課税標準額から「16歳未満の被保険者の人数×33万円」と「16歳以上19歳未満の被保険者の人数×12万円」の合計額を差し引いた額で判定します。

●一部負担金の割合が「3割」の方へ

①収入額による特例
27年中の収入が収入基準額(★)に該当する場合は、申請により一部負担金が「2割(昭和19年4月1日以前に生まれた方は特例措置により1割)」となります。

★収入基準額…同じ世帯の70歳～74歳の国民健康保険加入者の収入の合計額が、1名の場合は383万円未満、2名以上の場合は520万円未満

②緩和措置

次の全てに該当する場合は、申請により一部負担金が「2割(昭和19年4月1日以前に生まれた方は特例措置により1割)」となります。

▶同じ世帯に国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方がいる

▶70歳～74歳の国民健康保険加入者と後期高齢者医療制度に移行した方との収入の合計額が520万円未満

※①②に該当する可能性がある方には、新しい高齢受給者証に「基準収入額適用申請書」を同封しています。対象となる方は、お早めに医療保険年金課国保資格係へ申請してください。

世帯全員が住民税非課税の方へ

医療機関等の窓口で支払う費用が自己負担限度額までとなるほか、入院時の食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。該当する方は申請してください。

【申請先】医療保険年金課国保給付係(本庁舎4階) ☎(5273)4149・☎(3209)1436へ。

海外旅行者のための感染症予防

夏休み等に海外に出かける方は、感染症予防のため、次のことに注意しましょう。
【問合せ】保健予防課保健相談係(第2分庁舎分館1階) ☎(5273)3862へ。

旅行の前には

▶旅行先の衛生状況、流行している病気等の情報を収集する。

●インターネットで情報提供しています

▶[FORTH] 海外で健康に過ごすために(厚生労働省検疫所)

☎http://www.forth.go.jp/

▶トラベルクリニック(国立国際医療研究センター)

☎http://www.travelclinic-ncgm.jp/

▶外務省海外安全ホームページ

☎http://www.anzen.mofa.go.jp/

▶海外旅行者・帰国者のための感染症予防ガイド(東京都保健福祉局)

☎http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/kansen/yoboguide.html

旅行先では

▶手を洗う水がない場合は、アルコール入りの除菌ティッシュ等を利用する。

▶生水は飲まない(生水を凍らせた水にも注意)。

▶生野菜やカットフルーツは避ける。魚介類・肉類はよく火を通したのを選ぶ。

▶むやみに動物や鳥に触れないようにし、触れたときは必ず手を洗う。

▶現地の病院等を受診した場合は、診断名・処方された薬の名前をメモし、帰国後に病院を再受診するときに持って行く。

★ジカウイルス感染症等にご注意を★

ウイルスを持つ蚊に刺されることで感染する感染症で、主な症状は、軽度の発熱・発疹・結膜炎・関節痛等です。

妊婦が感染した場合、胎児に小頭症等の先天性障害を引き起こすことがあるため、妊婦や妊娠の可能性のある方は、流行地域への渡航を控えた方が良くとされています。

蚊が多く生息する地域へ行く際には、肌の露出を避け、虫除け剤を使う等、蚊に刺されないように注意しましょう。

帰国後は

▶日本到着時に下痢・発熱・黄だん等の症状がある場合は、検疫所へ必ず申し出る。

▶帰宅後も上記と同様の症状が続くか症状が出た場合は、医療機関を受診し、必ず海外渡航歴を医師に伝える。

▶A型肝炎やマラリア等潜伏期間が1か月以上の病気もあるので、帰国後の体調に注意する。

より利用しやすい図書館へ 中央図書館の一部を拡張しました

27年7月から行っていた拡張工事が3月に終了しました。工事終了後に整備を行い、6月から拡張エリアをご利用いただけるようになりました。工事・整備期間中はご理解ご協力いただきありがとうございました。

【問合せ】中央図書館(大久保3-1-1、旧戸山中学校) ☎(3364)1421・☎(3208)2303へ。

【1階拡張エリア】
●参考調査資料・地域資料
コーナーの充実
辞書・統計資料などの「参考調査資料」と、東京都・新宿区に関する「地域資料」のコーナーの充実

【2階拡張エリア】
●新書コーナー・展示コーナーの新設と閲覧席の増設
館内に点在していた新書をまとめ、新たに新書コーナーを設けました。また、話題の事柄や季節の行事にちなんださまざまなテーマで展示を行うコーナーも設けました。さらに閲覧席を増やしました。このほか、WiFiを使用できる座席もありますので、ぜひご利用ください。

ヴィレッジ女神湖(長野県立科町)のご利用を

◆9月の観光バスツアー
【バス受付窓口】あしんしん予約センター ☎0120(844)891(午前9時～午後5時。土・日曜日、祝日等も営業)
ヴィレッジ女神湖の宿泊・往復バス・観光がセットになったバスツアーです。料金等詳しくは、バス受付窓口へお問い合わせください。ヴィレッジ女神湖のホームページ(☎http://www.negamiko.jp/)でもご案内しています。

◆一般宿泊利用
【受付窓口】日通旅行(株)新宿区役所内営業所(区役所本庁舎1階) ☎(5273)3881(月～金曜日午前9時～午後5時) ※土・日曜日、祝日等は日通旅行 ☎(3573)8350(午前10時～午後6時。電話受付のみ)へ。
【対象】区内在住・在勤の方と同じく
【申込み】利用希望日の2か月前の同日から2日前まで、電話・宿泊受付窓口で受け付けます。
※ゴールデンウィーク・夏休み・年末年始は利用抽選を行います。詳しくは、「広報しんじゅく」でお知らせしています。

新宿文化センターの休館 8月は16日(火)

新宿文化センターの休館日は、原則として毎月第2火曜日ですが、公演スケジュールの都合により8月は第3火曜日の16日に休館します(9日(火)は開館)。
【問合せ】新宿未来創造財団文化・学習課 ☎(3350)1141へ。

ウイズ新宿 図書資料室の利用休止

▼7月28日(木)・29日(金)：特別図書整理のため、資料の閲覧・貸し出し、予約した本等の引き渡しを休止します。資料の閲覧は利用できません。
※いずれも会議室・ワーク室等は通常どおり利用できます。
【問合せ】ウイズ新宿(男女共同参画推進センター) ☎(3341)0801へ。

募集 小学校教育後子どもひろば 子どもの見守りスタッフ

子どもたちが教室や校庭で安心して放課後の時間を過ごせるよう、安全管理や遊びをサポートする仕事です。
【勤務日時】月～金曜日(祝日等を除く)の放課後～午後7時10分(学校の長期休業期間等は午前9時50分から)のうち2～8時間
※勤務時間は学校により異なります。
※研修期間があります。
【勤務場所】区内の指定小学校(勤務地は応相談)
【報酬(時給)】950円
【申込み】電話で新宿未来創造財団子ども支援課(大久保3-1-1、新宿ゴズミックセンター内) ☎(3232)5122へ。後日、履歴書をお持ちいただき、同課で面接を実施します。
●特別区職員(Ⅲ類)
●身体に障害のある方対象
28年度から、受験対象年齢の上限を「28歳未満」から「32歳未満」(試験実施の翌年4月1日時点)に引き上げました。
【職種・採用予定数】事務、25名
【受験資格】日本国籍で、次の全てに該当する方
▼身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている
▼昭和60年4月2日～平成11年4月1日生まれ
▼通常の勤務時間(原則として週38時間45分、1日7時間45分)に対応できる
【一次選考日】9月11日(日)
【申込み】郵送は8月17日(水)(消印有効)、インターネットは8月19日(金)(受信有効)までに特別区人事委員会事務局任用課

しんじゅく難病サロン

●難病患者・家族のための交流会
【日時】8月1日(月)午後2時～4時
【対象】区内在住の難病患者、家族・介護者ほか
【内容】講座「音楽家による呼吸法」皆さんで歌いましょう」と参加者同士の交流会
【会場・申込み】電話で落合保健センター(下落合4-6-7) ☎(3952)7161へ。
●楽しく成功させるコツ
【日時】8月10日(水)午前10時～12時
【対象】区内在住の1歳6か月～

地域猫トイレ講習会

野良猫の面倒を見ている方や猫に糞尿をされて困っている方などを対象に、野良猫のトイレの作り方を紹介するほか、区保健所職員とボランティアが猫に関する相談をお受けします。
【日時】7月23日(土)午後2時～4時
【会場・申込み】当日直接、柏木地域センター(北新宿2-3-7)へ。先着30名。
【問合せ】衛生課管理係(第2分庁舎3階) ☎(5273)3148へ。

女性の健康支援センターの催し

①女性の健康専門相談
区内在住の女性を対象に、女性の産婦人科医が、思春期からの女性からだや婦人科系の症状などの相談に応じます(予約制)。
★8月の更年期専門相談は夜間に開催します。
【8月の日時】▼産婦人科系全般(原則として毎月第1金曜日)：8月5日(金)午後2時～4時
▼更年期専門(原則として毎月第4水曜日)：8月24日(水)午後5時30分～7時30分
※いずれも1人20分～30分
②女性のための講義型健康セミナー～子宮の病気を知らう
【日時】8月6日(土)午後2時～4時
【対象】区内在住・在勤・在学の方、先着50名
※男性も参加できます。
【内容】子宮筋腫・子宮内膜症子宮がん等の子宮の病気に関する基礎知識、症状・治療についての講話(講師は東館紀子・東京女子医科大学病院付属成人医学センター医師)
……………(以下共通)……………
【会場】四谷保健センター(三栄町25)
【申込み】電話で(②は7月19日(火)から)女性の健康支援センター(四谷保健センター内、三栄町25) ☎(3351)5161へ。いずれも託児あり(事前に電話予約)。



環境審議会

【日時】7月25日(月)午前10時～11時30分

【会場】申込み傍聴を希望する方は当日直接、区役所本庁舎6階第3委員会室へ。

新宿区基本構想審議会

【日時】7月26日(火)午後2時～4時

【会場】申込み傍聴を希望する方は当日直接、区役所本庁舎5階大会議室へ。



落水水再生センター

サマーフェスタ

【日時】7月29日(金)午前10時～午後3時(小雨実施)

【内容】センターの見学、ミニSL、記念品のプレゼントほか

子ども学科公開講座

子どもの貧困

〜今、何が起きているのか

【日時】7月30日(土)午後2時～5時(午後1時30分開場)

【内容】基調講演「子どもの貧困とその構造」講師は山野良一、名寄市立大学教授とパネルディスカッション

【後援】新宿区、区社会福祉協議会

【会場】申込み当日直接、目白大学新宿キャンパス10号館(中落

合4-31-1へ。

【問合せ】目白大学人間学部子ども学科 ☎(599)6-3152

バリアフリー映画会

聴覚障害者のための日本語字幕と視覚障害者のためのライブ音声ガイド付き映画の上映会です。

【日時】8月2日(火)午後2時20分～4時30分(午後2時開場)

【会場】牛込算術区民ホール(笹筒町15)

【上映作品】WOOD JOB! ～神去なあなあ日常～(2014年、監督/矢口史靖、出演/染谷将太・長澤まさみほか)

【費用】千円(高校生までは500円)

【後援】新宿区

【問合せ】NPO法人ビーマップ ☎(623)3-7150・☎(6233)7158へ。

神楽坂・坂上サロン

近隣の高齢者が気軽に立ち寄れるサロンを、高齢者福祉施設・神楽坂(矢来町)内に開設しています。

【日時】内容不定員 高齢者総合相談センターによる無料出張相談(原則として毎月第1火曜日)：8月2日(火)正午～午後1時30分、住まいと暮らしの無料相談室(原則として毎月第3火曜日)：8月16日(火)午前11時～午後0時30分、各日先着2名程度

◎8月のイベント

【日時】内容不定員 アロマケアハンドトリートメント：8月2日(火)午前11時30分～12時(4名)

▼パソコンサロン：8月9日(火)23日(火)午前11時～午後1時(10名)

区民のひろば

費用・申込み・問合せ

掲載行事は区の主催ではありません。日時・会場は予定です。各主催者に内容をよく確認の上、参加してください。

【問合せ】区政情報課広報係(本庁舎3階) ☎(5273)4064・☎(5272)5500へ。

★催し・講座★

◆医師を目指す中高生と保護者のための講演会 8月4日(木)午後5時～6時30分、東京医科大学病院(西新宿6)で。中高生と保護者対象。無料。当日直接、会場へ。先着320名。同大学医師・学生・研究者支援センター ☎(3342)6111

◆高麗博物館15周年記念 丁讃宇(ジョン チャヌ)バイオリンコンサート 7月30日(土)午後1時30分～4時、四谷区民ホールで。エルガー「愛の挨拶」ほか。¥3,000円。7月29日(金)までに電話で。先着450名。水～日曜日の正午～午後5時に認定NPO法人高麗博物館 ☎(5272)3510

※パソコンをお持ちください。貸し出しもあります(1回200円・予約制)。

▼歌声サロンで脳と心の健康づくり：8月9日(火)午前10時45分～11時45分(20名)

▼ADL体操：8月23日(火)午前10時45分～11時45分(20名)

▼健康麻雀：火曜日午前10時45分～午後0時45分、午後1時～3時(各回12名)

【費用】1回500円程度。パソコンサロンは月2千円

【後援】新宿区

【主催】申込み7月18日(祝)から電話かファックス・電子メール(5面記入例のとおり記入)で新宿NPOネットワーク協議会事務局 ☎(520)6-6527(第2火曜日を除く)午前11時～午後6時・☎(538)6-1318・hiroba@nponet.netへ。先着順。

神宮外苑花火大会に招待

●東日本大震災復興チャリティー

東京体育館陸上競技場(渋谷区千駄ヶ谷1-17-1)の自由席に、区内在住・在勤・在学の方300名を招待します。

【日時】8月20日(土)午後7時30分～8時30分(午後5時開場予定。荒天の場合は翌21日(日)に順延)

【後援】新宿区

【主催】申込みはがきに5面記

写真展「新潮社 写真部のネガ庫から」

●カメラが見た作家の素顔

【日時】7月31日(日)まで、午前11時～午後8時

※一部ご観覧いただけない時間帯があります。詳しくは、お問い合わせください。

【内容】新潮社創業120年を記念し、写真部が所蔵する中から、作家50人の家族との团らん風景などの写真を展示

【後援】新宿区

【会場】問合せ la kaguzF sokoro(ラグズフォ) (矢来町67) ☎(326)6-7185へ。

詳しくは、ホームページ http://www.shinchosha.co.jp/120photo/ をご覧下さい。

【区の担当課】文化観光課文化資源係 ☎(527)3-4126

8月の各種相談

※複雑な相談内容には資料をお持ちください

Table with columns: 相談名, 実施日時, 相談場所, 問合せ. Rows include: 区民相談, 法律相談, 交通事故相談, 行政相談, 人権・身の上相談, 公益通報相談, 悩みごと相談室, 女性相談, 消費生活相談, 多重債務特別相談, 仕事と家計に関する相談, 若年者就労支援室「あんだんて」, 商工相談, 図書館でのビジネス情報支援相談会, 税務相談, 外国人相談, 福祉サービスに関する法律相談, 成年後見権利擁護相談, 障害者相談窓口. Includes sub-sections for 子育て・教育, 住宅・建築, and 福祉.

